

負担限度額認定申請上の注意事項

1 提出していただく書類

① 申請書

「申請書」の記入。記入漏れがないかをご確認ください。

「配偶者に関する事項」

配偶者（世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます）の課税状況について、当組合より照会を行う場合がありますので、すべて記入されているかをご確認ください。

「預貯金等に関する申告」

本人及び配偶者の預貯金等の額は、自己申告が基本となります。

「非課税年金額に関する申告」

非課税年金を受給されている方は、「年金保険者への届出住所」が記入されているかをご確認ください。

② 預貯金等の資産額がわかる書類(通帳の写し等)

申請書の「預貯金等に関する申告」欄に記載した額に間違いがないかを保険者（新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合）が提出書類をもって確認しますので、申請書に記入した金額が確認できる通帳の写しをすべて添付ください。

◎預貯金等の資産額がわかる書類とは…

申請日の直近2か月以内の記帳がある通帳の ①「銀行名・支店・口座番号・名義」、

②「最終の残高」がわかる部分の写しが必要です。（最終ページに年金振込の記載がない場合は、年金の振込が確認できるページも合わせて提出をお願いします。）

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（2か所） ① <u>口座名義人等</u> の記載ページ（通帳表紙の裏面） ② <u>口座残高（2か月以内）</u> 及び <u>年金振込</u> の記載ページ 通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写しの添付でも可能です。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金（いわゆるタンス預金）	申請書にその額を記入する。

書類の添付もれ等がないかをご確認ください。

申請書を提出する前に以下の確認をお願いします。

○ 必要部分（上記①口座名義人等・②口座残高）の写しが添付されているか。

※必要部分の写しは封筒に入れるか申請書にホッチキス止めをして、まとめてください。

○ 配偶者「有」の方は、本人に加え、配偶者名義の通帳等の写しも添付されているか。

③ 同意書

本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、保険者が金融機関へ照会することへの同意書の提出が法律で定められています。（介護保険法施行規則第83条の6 第2項）

※「同意書」の提出がない場合は、対象外となる事もありますので必ず同意書を提出してください。

裏面へ続く

2 申請にあたり、ご注意いただきたいケース

ア 配偶者のいる方（世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます）
同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者名義の書類の提出も必要となります。

イ 夫婦ともに軽減を受けようとする方
それぞれの申請書に夫婦2人分の書類を添付してください。

ウ 預貯金の額が、認定要件となる預貯金等の基準額を超える方で、負債（借入金・住宅ローンなど）がある方
預貯金額等の額から負債額を差し引いた結果、認定要件となる預貯金等の基準額以下となる場合は軽減が受けられますので、負債金額を申請書に記入のうえ、負債金額がわかる書類（借用証書などの写し）を提出してください。

※預貯金等の基準額は以下のとおりです。

対象者	認定要件となる預貯金等の基準 (預貯金、有価証券等の金額の合計)
①生活保護受給者	—
②市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者または第2号保険者（60歳以上64歳以下）	1000万円以下 (夫婦は2000万円以下)
③市町村民税非課税世帯者であって、課税年金収入額と【遺族年金※1・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が <u>年額82.65万円※2以下</u> の方	650万円以下 (夫婦は1650万円以下)
④市町村民税非課税世帯者であって、課税年金収入額と【遺族年金※1・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が <u>年額82.65万円※2を超え、120万円以下</u> の方	550万円以下 (夫婦は1550万円以下)
⑤市町村民税非課税世帯者であって、課税年金収入額と【遺族年金※1・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が <u>年額120万円を超える</u> 方	500万円以下 (夫婦は1500万円以下)

※1 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。

※2 令和8年8月1日から「80.9万円」から「82.65万円」へ変更となります。

エ 申請時に軽減要件を満たしていない方
申請書の提出は必要ありません。ただし今後要件を満たした時点で申請できます。
（要件を満たさない例）・預貯金額等の額が、認定要件となる預貯金等の基準額を超える。
・同一世帯でない配偶者が市町村民税課税者である。

オ 本人以外の方が申請する場合
申請書にある「申請者氏名」等の欄に記入してください。